地球温暖化対策に係る京都府の取組



2024、12、19 エコドライブマイスター講習会



総合政策環境部 脱炭素社会推進課 京都府

講義内容

1

・地球温暖化のメカニズムと現状

2

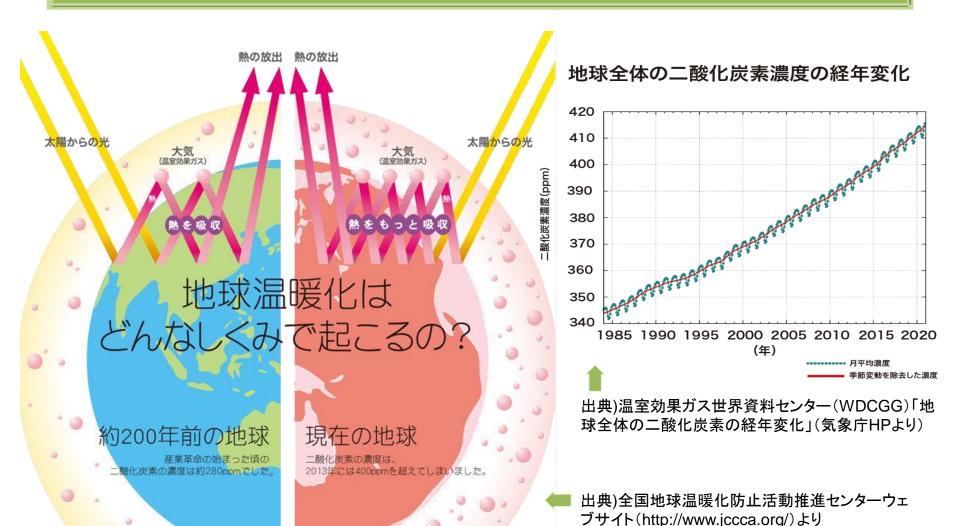
・温室効果ガスの排出状況

3

・地球温暖化対策に係る京都府の取組

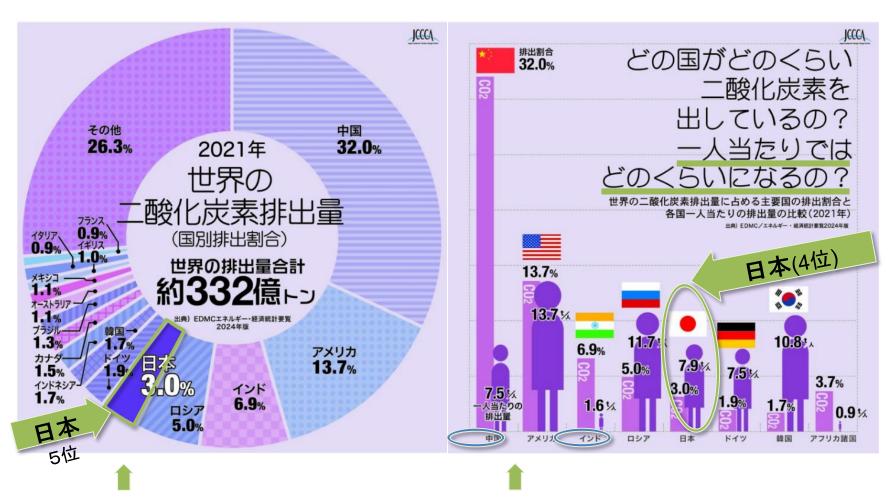
地球温暖化のメカニズムと現状

地球温暖化のメカニズム



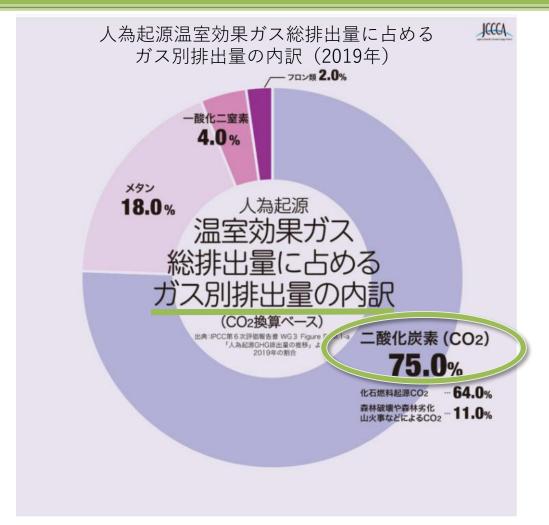
● 太陽光で暖められた地面が放出する熱(赤外線)を 「<mark>温室効果ガス</mark>(水蒸気、 二酸化炭素、メタン、代替フロンなど)」が吸収して大気を暖める。

世界の二酸化炭素排出量 (国別割合と国民一人当たりの比較)



出典)全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト(http://www.jccca.org/) (元画像出典: EDMC/エネルギー・経済統計要覧2024年版)

温室効果ガス総排出量に占めるガス別内訳



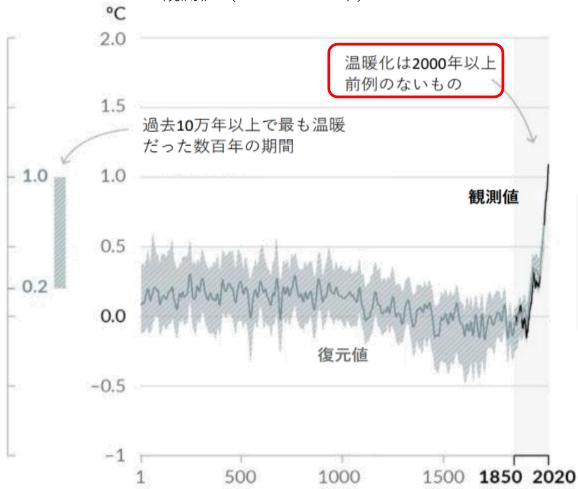
二酸化炭素は最も温暖化への影響度が大きい!

出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト(http://www.jccca.org/)

(元画像出典: IPCC第6次評価報告書WG3 Figure SPM.1-a「人為起源GHG排出量取引の推移」より作成されたもの)

前例のない速度で温暖化

世界平均気温(10年平均)の変化 復元値(1~2000年)及び 観測値(1850~2020年)



「IPCC第6次評価報告書第 I 作業部会報告書(自然科学的根拠)」 (2021年)より

疑う余地がない

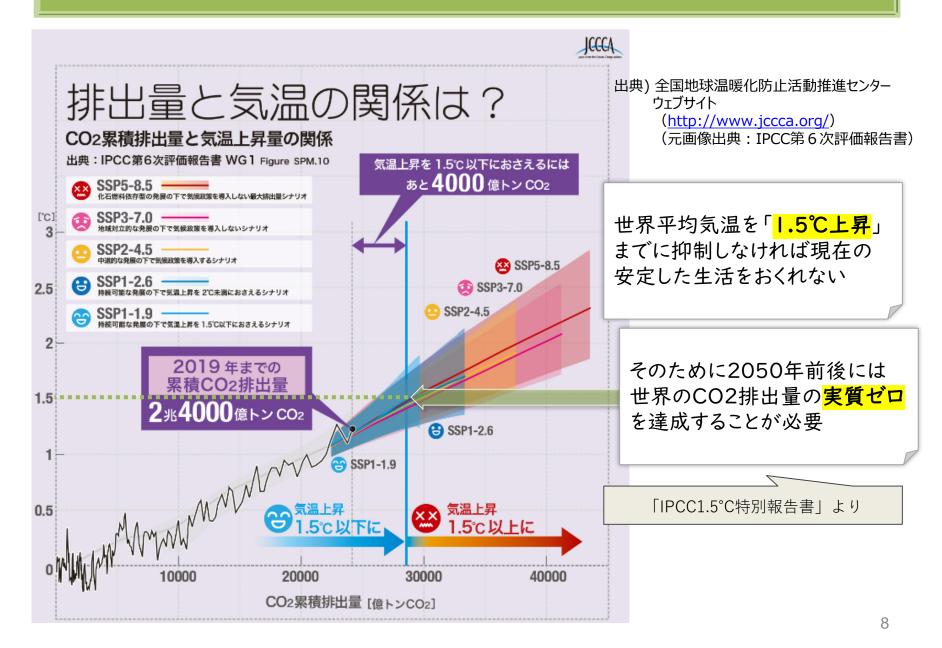
<mark>人間</mark>の影響が大気、海洋及 び陸域を温暖化させてきた

広範囲にわたる<mark>急速な変化</mark>が、大気、海洋、雪氷圏及び 生物圏に起きている

> 人間の影響は少なくとも **過去2000年間に前例のな い速度**で、気候を温暖化さ せてきた

出典) 気象庁HP IPCC AR6 WG1報告書 政策決定者向け要約(SPM)暫定訳(2022年12月22日版)より https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/ipcc/ar6/IPCC AR6 WGI SPM JP.pdf

CO2累積排出量と気温上昇量の関係



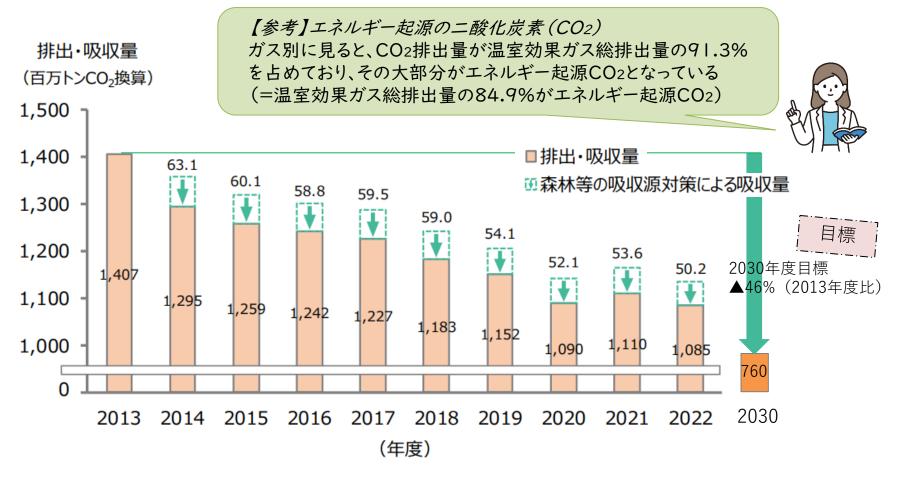
温室効果ガスの排出状況

日本の温室効果ガス排出量の推移

2022年度の温室効果ガス排出・吸収量:<u>10億8,500万t-CO2※</u>

※CO2換算

<前年度比 2.3%減、2013年度比 22.9%減>



出典) 環境省ホームページ「2022年度の温室効果ガス排出・吸収量(詳細)」 https://www.env.go.jp/content/000216816.pdf

日本の部門別温室効果ガス排出量(2022年度)

CO2の排出量(電気・熱配分後)

			_ ` _ ·		/			
		1990年度	2013年度	2021年度		2022年度		2030年 ※()肉は2022年度宝績
		排出量	排出量	排出量	排出量		七量 七率》	2030+ _{※()内は2022年度実績 削減目標率 ^{の2013年度比(変化率)}}
		(シェア)	(シェア)	(シェア)	〔シェア〕	2013年度比	2021年度比	
合計		1,163	1,318	1,064	1,037	-280.9	-27.0	46% (21.3%)
		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	《-21.3%》	《-2.5%》	4090
	エネルギー起源	1,068	1,235	987	964	-271.3	-23.0	
		(91.8%)	(93.8%)	(92.8%)	(93.0%)	《-22.0%》	《-2.3%》	
	産業部門 (工場等)	505	463	372	352	-111.0	-19.7	38% (24.0%)
		(43.4%)	(35.2%)	(35.0%)	(34.0%)	《-24.0%》	《-5.3%》	3 0 70 (24.070)
	運輸部門 (自動車等)	208	224	185	192	-32.4	+7.2	3 5 % (14.5%)
		(17.9%)	(17.0%)	(17.4%)	(18.5%)	《-14.5%》	《+3.9%》	3 3 70 (14.370)
	業務その他部門	131	235	187	179	-55.3	-7.9	5 1 % (23.6%)
	(商業・サービス・事業所等)	(11.3%)	〔17.8%〕	〔17.6%〕	(17.3%)	《-23.6%》	《-4.2%》	3 1 70 (23.070)
	家庭部門	126	209	160	158	-51.4	-2.2	6 6 % (24.5%)
		(10.8%)	(15.9%)	(15.1%)	(15.3%)	《-24.5%》	《-1.4%》	0 0 70 (24.370)
	エネルギー転換部門	96.6	104	82.9	82.4	_		
		(8.3%)	(7.9%)	(7.8%)	(8.0%)			
ı	発電所·製油所等	96.2	106	87.6	84.9	-21.3	-2.8	地球温暖化対策計画改定
		(8.3%)	(8.1%)	(8.2%)	(8.2%)	《-20.1%》	《-3.2%》	
	電気熱配分統計誤差	+0.4	-2.6	-4.7	-2.5	-	_	(2021年10月閣議決定)
		(0.0%)	(-0.2%)	(-0.4%)	(-0.2%)	_		
	非エネルギー起源	95.3	82.2	76.6	72.6	-9.6	-4.0	
	チェイルイーに派	(8.2%)	(6.2%)	(7.2%)	(7.0%)	《-11.7%》	《-5.2%》	
	工業プロセス及び製品の使用	65.2	49.3	43.7	40.9	-8.4	-2.8	<u>2022年度</u>
		(5.6%)	(3.7%)	(4.1%)	(3.9%)	《-17.0%》	《-6.5%》	運輸部門からの排出量
	廃棄物(焼却等)	23.7	29.9	30.6	29.6	-0.31	-1.0	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		(2.0%)	(2.3%)	(2.9%)	(2.9%)	《-1.0%》	《-3.4%》	約1億9,200万トン
	その他(間接CO2等)	6.4	3.1	2.3	2.1	-0.91	-0.11	(総排出量の 18.5%)
		(0.5%)	(0.2%)	(0.2%)	(0.2%)	《-29.8%》	«-5.0%»	

(単位:百万トン)

(注) 排出量"0.0"は5万トン未満、シェア"0.0"は0.05%未満

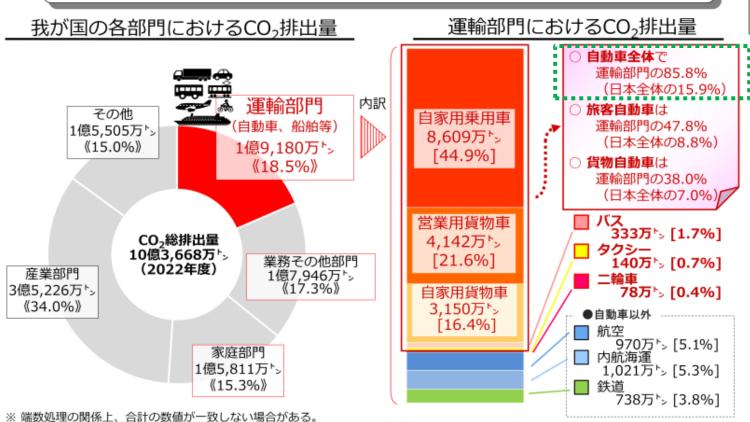
図出典) 環境省ホームページ「2022年度温室効果ガス排出・吸収量(確報値)概要」 https://www.env.go.jp/content/000216816.pdf

日本の運輸部門の二酸化炭素排出量(2022年度)

自動車全体で運輸部門の85.8%(日本全体の15.9%)を排出。

貨物自動車だけでも**運輸部門の38.0**%(**日本全体の7.0%**)を排出。

運輸部門における二酸化炭素排出量

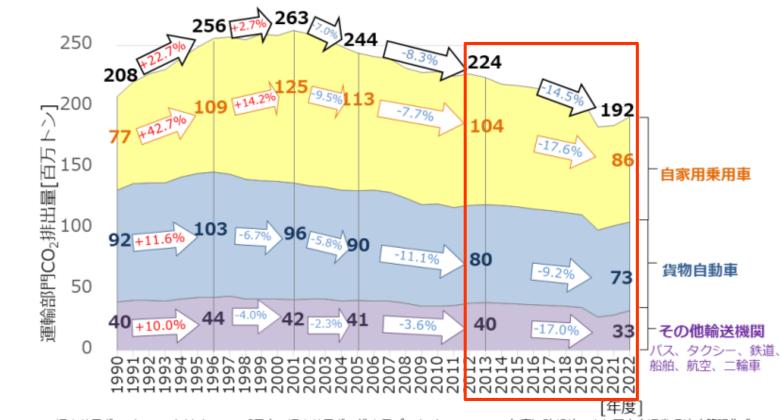


- ※ 電気事業者の発電に伴う排出量、熱供給事業者の熱発生に伴う排出量は、それぞれの消費量に応じて最終需要部門に配分。
- ※ 温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ(1990~2022年度)確報値」より国土交通省環境政策課作成。
- ※ 二輪車は2015年度確報値までは「業務その他部門」に含まれていたが、2016年度確報値から独立項目として運輸部門に算定。

日本の運輸部門の二酸化炭素排出量の推移

2022年度のCO2排出量について、2013年度からの削減率が最も 大きいのは**自家用乗用車**で、最も小さいのは**貨物自動車**

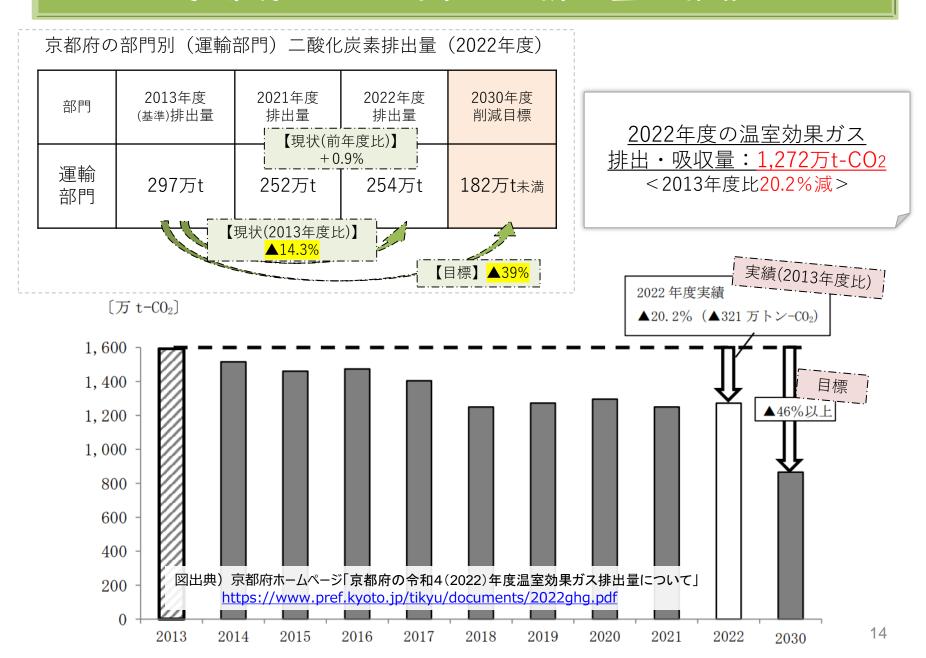
運輸部門における二酸化炭素排出量の推移



※ 温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ(1990~2022年度)確報値」より国土交通省環境政策課作成

図出典) 国土交通省ホームページ「運輸部門における二酸化炭素排出量」

京都府の温室効果ガス排出量の推移



地球温暖化対策に係る京都府の取組

京都府の温室効果ガス削減目標と現状

2050年度

2050年度に**脱炭素で持続可能な社会(温室効果ガス実質排出量ゼロ**)を目指す



当面の目標

2030年度

「脱炭素社会に向けた取組を加速化」

2030年度に**温室効果ガスの46%以上削減**(基準年度:2013年度)



現状(再掲)

2022年度

◆府内温室効果ガス排出量(2021) 1,272万t-CO₂

2013年度比 ▲20.2%

京都府地球温暖化対策条例の規定 自動車交通関係(第33条~第38条)

努力義務

事業者・府民・ 観光旅行者等 公共交通機関又は自転車の利用等により、 **自動車等の使用の抑制**に努める

第33条第1項

自動車の使用者・ 所有者 自動車等の適正な**整備及び 運転(「エコドライブ**」)に努める

第33条第2項

自動車の使用者・ 所有者・事業者 電気自動車等その他の温室効果ガスを排出 しない又は温室効果ガスの排出量が少ない 自動車等の**購入、使用、提供**に努める

第37条第1項 ~第3項

義務

運 転 者

自動車等を駐車又は停車する時は、アイドリング・ストップ(原動機の停止)を**行う** ※信号・交通混雑による停止等を除く

第34条

事 業 者

大規模駐車場 (500m2以上) の設置者・管理者 アイドリング・ストップを行うよう **指導**等の措置を実施

第35条

アイドリング・ストップを行う旨の 看板を設置するなど**周知**

第36条

京都府地球温暖化対策条例の規定 <アイドリング・ストップ関係>

みなさん、ご存知ですか?

京都府地球温暖化対策条例では

アイドリング・ストップ

(**駐停車時のエンジン停止**) は



力 となっています



一部、例外(認められる場合)もあります





乗降時





アイドリング禁止

自動車等の管理者、駐車場の設置者・管理者にも義務があります



自動車等の管理者

運転者に対し、**指導**その他の適切な措置を講じる



規則で定める駐車場の設置者・管理者

看板の設置その他の方法により 周知する

いくつできていますか?「エコドライブ10のすすめ」

- 1 自分の燃費を把握しよう
- ② ふんわりアクセル「eスタート」
- 加速・減速の少ない運転

5 エアコンの使用は適切に

- 4 減速時は早めにアクセルを離そう。
- 6 ムダなアイドリングはやめよう
- 7 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- 8 タイヤの空気圧から始める点検・整備
- 9 不要な荷物はおろそう
- 症 走行の妨げとなる駐車はやめよう

窓 京都府

アイドリング・ストップを 啓発するポスター

府民・事業者の皆様へのお願い

義務規定について、 いま一度ご確認ください。

事業所等でも周知・徹底いただき ますようお願いいたします。



京都府地球温暖化対策条例の規定 自動車交通関係(第39条)

義務

エコドライブマイスター

50台以上※の車両を 管理する事業者 管理する自動車等を運転する者がエコドライブを行う ことを推進する者を選任し、その氏名その他必要な事 項を知事に届け出なければならない

※事業所単位ではなく、府内の事業所を合計した台数

エコドライブマイスターを選任するまで

①講習会受講

講習会で実施する 修了試験に合格した方に **修了証**を発行

②選任届出書提出

【提出書類】

- ・**選任届出書**(第14号様式 (第44条関係))
- ・被選任者の**修了証の写し**

選任届出完了

- ★ 新規選任のほか、届出内容の変更、解任の際にも届出が必要です
- ★ 条例上の義務は事業者単位での選任ですが、事業所ごとの選任を推奨します
- ★ 選任届出書様式は京都府HPからダウンロードしてください https://www.pref.kyoto.jp/tikyu/ecomeister.html

京都府 エコマイスター制度

(参考) エコドライブコンテストを実施しました

「令和6年度京都府エコドライブコンテスト」(初実施)

チーム対抗

- ・参加者の安全運転やエコ運転の結果をスコア(点数)化し、平均スコアが高いチームを表彰するコンテスト
- ・参加チームには急ブレーキが多い場所などがわかる<u>交通安全マップやCO2排出削</u> 減量の結果を提供
- ・実施期間: 令和6年 | | 月 | 日(金)から令和6年 | | 月30日(土)まで(終了しました)



11月は

警察庁、経済産業省、国土 交通省、環境省で構成する 「エコドライブ普及連絡会」 が定める

「**エコドライブ推進月間**」 です!

コンテストやアプリで楽しく エコドライブに取り組んで みてはいかがですか?



参考 (関連情報)

(参考) エコドライブ支援機器の貸出

京都市「エコドライブ支援機器」

京都市内の事業者は、京都市の「エコドライブ推進事業所」に申請し登録されることで<u>エコドライブシュミレーターや</u>燃費計の貸出しを受けることができます。

■ エコドライブ推進事業所登録制度

エコドライブの普及・啓発に積極的に取り組まれている市内の事業所を「エコドライブ推進事業所」として登録し、本市がその取組を支援しています。

登録を希望される方は、申請様式に必要事項を御記入のうえ、地球温暖化対策室へFAX、郵送又は電子メールで御提出ください。

FAX番号: 075-211-9286

メールアドレス:ge@c

- ・ <mark>人</mark> <u>エコドライブ推進</u>!
- X エコドライブ推進
- ・ | ス エコドライブ推進!

▶ エコドライブ推進事業所への支援策

- ・エコドライブ支援機器(エコドライブシミュレーター、燃費計)の貸出し
- ・啓発資材の提供 等

京都市エコドライブ支援機器の貸与に関する要領

- 京都市エコドライブ支援機器の貸与に関する要領(PDF形式, 254.82KB)
- * ₩ (第1号様式) 承認申請書(DOC形式, 42.50KB)
- * W (第3号様式) 受領及び誓約書(DOC形式, 33.50KB)
- * ₩ _(第4号様式) 利用報告書(DOC形式, 37.50KB)
- * W (第5号様式) 紛失・損傷報告書(DOC形式, 35.50KB)

京都市HP

(参考) エコカーの購入に係る補助金

経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(CEV補助金)」

電気自動車(EV)、小型・軽電気自動車(小型・軽EV)等の購入費の一部を補助する補助金。 2024年度、補助金額を算定する評価項目が「**自動車分野のGX実現に必要な価値**」に基づき、 メーカーの取り組みを総合的に評価する方法に変わりました。

電費・航続距離の向上等の「製品性能の向上」、充電インフラ整備等の「安心・安全に乗り続けられる環境構築」、 「ライフサイクル全体での持続可能性の確保」、災害時の外部給電等の「自動車の活用を通じた他分野への貢献」

補助金額は、当該価値に基づいて、個別の車種ごとに採点に応じて算定されるようになりました。

	補助額(令和6年12月時点)				
EV	15 ~ 85万円				
軽EV	15 ~ 55万円				
PHEV	15 ~ 55万円				
FCV	上限:255万円				

2024年度補正予算案 1,100億円

(令和6年11月29日閣議決定)

図出典)

経済産業省ホームページ「クリーンエネルギー自動車の購入補助金がリニューアル、自動車分野のGXをめざせ」 https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/xev cev 2024.html

[※]EV, PHEV, FCVについて、メーカー希望小売価格(税抜)が840万円以上の車両は、算定された補助額に価格係数0.8を乗じる。

[※]超小型モビリティ、ミニカー、電動二輪については、従来制度に基づき補助額を決定する。

エコドライブの推進にご協力をお願いします

End